

京都府警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令の解釈及び運用について（通達）

最終改正 平成14.9.27 例規装第26号

京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

京都府警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成12年京都府警察本部訓令第2号。以下「職務倫理訓令」という。）の制定に伴い、みだしのことについて下記のように定め、平成12年3月15日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 職務倫理訓令の内容及び解釈について

(1) 職務倫理及び服務（第1条関係）

「職務倫理」とは警察職員がその職務に関連して保持しなければならない道義上の規範をいい、「服務」とは警察職員がその勤務に服するに当たって守らなければならない義務をいう。

(2) 職務倫理の保持（第2条関係）

ア 第1項は、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持するという警察の任務が、国民から負託されたものであることから、警察職員は国民に比して高い倫理観を身につけるように努め、もって、警察職員に求められる職務倫理を保持しなければならないことを規定したものである。

イ 第2項は、警察職員が保持すべき職務倫理の基本を規定したもので、各号の解釈は次に掲げるとおりである。

(ア) 第1号は、治安維持の重責を果たすことに誇りを持ち、人間愛に貫かれた確固たる使命感を培い、職務をき然と遂行して国家と国民に奉仕しなければならないことを規定したものである。

(イ) 「国家」とはその在り方を最終的に決める権利を国民が持ちその活動が国民のために行われる法人としての国家をいい、「国民」とは国家の在り方を最終的に決める主権者たる国民をいう。

(ウ) 第2号は、基本的人権を尊重し、公平・中正な態度を堅持するとともに、思いやりと礼節を持って親切かつ誠実に職務を執行しなければならないことを規定したものである。

(エ) 第3号は、警察組織の生命である規律を堅く守り、相互の信頼に基づく連帯のきずなを強め、融和と団結を図っていかななければならないことを規定したものである。

(オ) 第4号は、自己啓発を積極的に進め、豊かな人間性を養い、職務に必要な知識・技能を修得し、体力・気力を充実させるよう努めなければならないことを規定したものである。

(カ) 第5号は、法の執行者として己を厳しく律し、私生活においても廉潔を保ち、明るく堅実な生活を営むよう努めなければならないことを規定したものである。

(3) 服務の根本基準（第3条関係）

警察職員は、他の公務員同様、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないだけでなく、不偏不党か

つ公平中正を旨として職務を遂行しなければならないことを規定したものである。

(4) 法令等の厳守（第4条関係）

ア 警察職員は、法を執行する立場にあることから、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならないことを規定したものである。

イ 「上司の職務上の命令」は、発令者が職務上の上司であること、受命者の職務に関するものであること、その内容が法令等に抵触しないことの要件を具備している必要があり、違法であることが明らかな命令には従ってはならない。

(5) 信用失墜行為の禁止（第5条関係）

ア 警察がその任務を遂行するためには国民の信頼と協力が不可欠であるが、信用失墜行為は、国民の信頼を損ない協力を得難くするものであり、警察の任務の遂行を著しく阻害することから、警察職員は厳に信用失墜行為を戒めなければならないことを規定したものである。

イ 「信用失墜行為」には、職務に関連する非行に限らず、例えば、勤務時間外に飲酒運転を行う、不相应な借財をするなど、個人的な行為であっても、警察職員としての身分を有しているために、職務に支障を及ぼし警察の信用を損なうこととなる行為も含まれる。

(6) 個人に関する情報の保護（第6条関係）

ア 警察職員は、職務上個人に関する情報を取り扱うことが多く、これを知る機会が多いことから、職務上知り得た個人に関する情報（秘密に当たるものに限らない。）を正当な理由なく漏らしてはならないことを規定したものである。

イ 個人に関する情報以外の職務上知り得た秘密についても、漏らしてはならない（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項）ことについては、第4条において「法令等の厳守」として規定している。

(7) 職務の公正の保持（第7条関係）

ア 警察職員は、何人からも、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならないこと及び職務に利害関係を有する者との職務の公正が疑われるような方法で交際してはならないことを規定したものである。

イ 「職務に利害関係を有する者」とは、当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）並びに当該職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）をいう。

2 職務倫理訓令と京都府警察処務規程との関係

京都府警察処務規程（昭和30年京都府警察本部訓令第19号。以下「処務規程」という。）第7条に職員の厳守事項を規定しているが、職務倫理訓令と処務規程第7条との関係は、職務倫理訓令が職務倫理及びサービスの基準として警察職員が従うべき事項を総論的に規定しているのに対して、処務規程第7条は警察職員が公私の生活の中で厳守すべき事項を具体的に列挙した各論的位置付けとなる。したがって、警察職員は、職務倫理訓令及び処務規程のいずれにも従う必要がある。

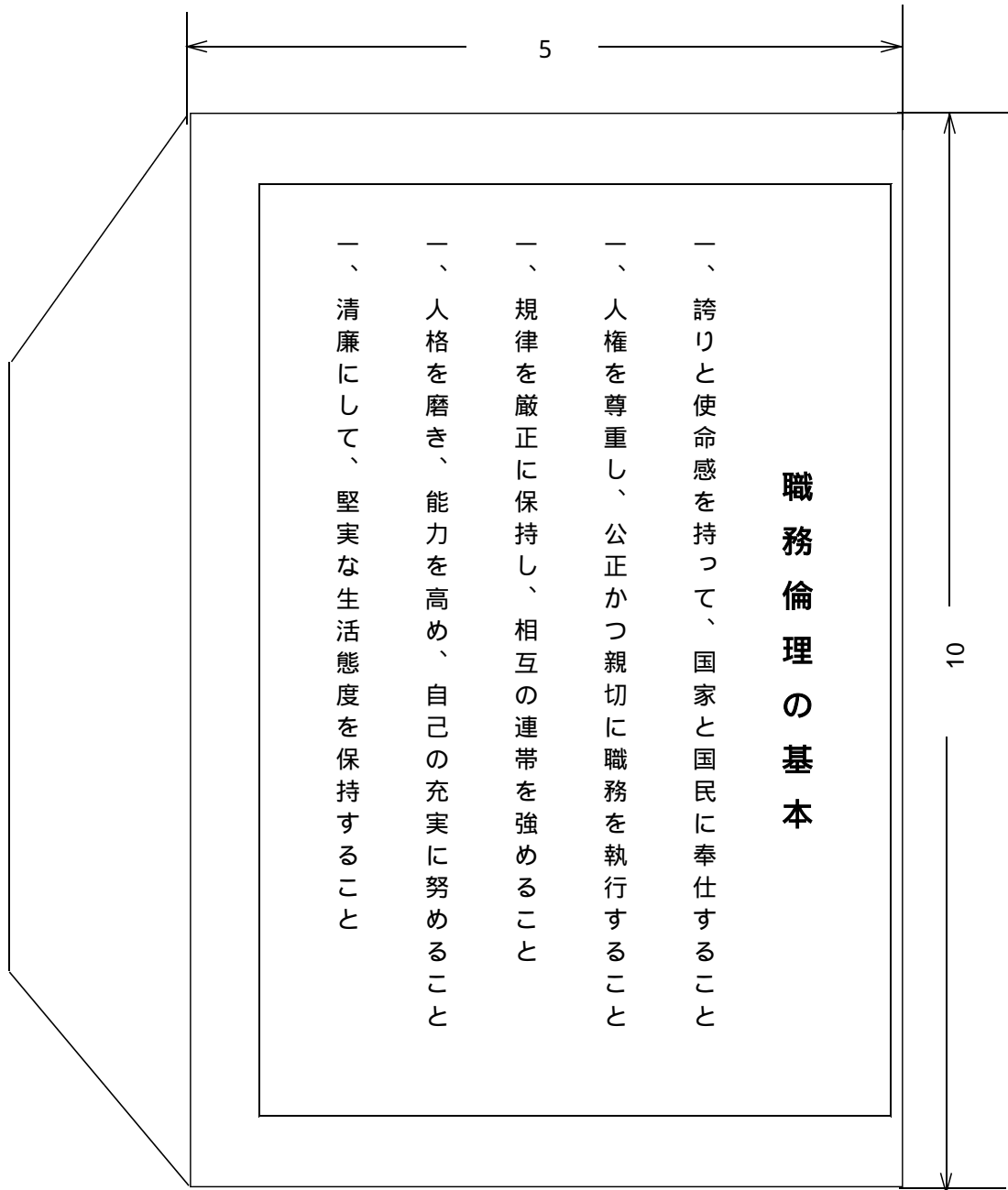
3 職務倫理の基本の定着方策

(1) 警務課長の措置

警務部警務課長は、職務倫理の基本を警察職員一人一人に定着させるため、職務倫理訓令第2条第2項各号に規定する職務倫理の基本を記載した書面（別記様式）を作成し、警察職員に配布するものとする。この場合において、同書面の配布を受けた警察職員は、常にこれを確認できる方法で所持するものとする。

(2) 所属長の措置

各所属長は、職務倫理訓令の内容及び解釈について教養を徹底するなど、警察職員一人一人に浸透、定着させるよう努めるものとする。



備考 数字は寸法を示し、単位はセンチメートルとする。